

# 「杉並区子どもの権利に関する条例」

区では、すべての子どもが権利の主体として尊重され、安心して暮らすことができる地域社会を目指して、「杉並区子どもの権利に関する条例」を制定し、令和7年4月1日に施行しました。

条例全文は  
こちらから▼



「子どもの権利」ってなに？

子どもが当たり前生きていくために必要なもの。  
すべての子どもが、生まれながらにもっているよ。  
子どもが元気に成長するために必要なものだよ。



「権利」をもつためには、  
何かをしないとイケないの？

子どもの権利は、何かの義務や責任と引き換えに  
認められるものではないんだよ。無条件に有する  
「子どもの基本的人権」だよ。



「権利」って何でもできるの？  
わがままになるんじゃない？

思うままに何でもできるということではないよ。  
実生活で、お互いの権利がぶつかり合ったときは、  
相手の権利を尊重する必要がある。  
子どもの権利について学び、権利を行使して調整  
する経験を繰り返すことで、自分の責任を自覚し  
たり、相手を思いやる力になるよ。



「杉並区子どもの権利に関する条例」はどんな内容なの？

条例では、子どもの権利の保障に関し、基本理念  
を定め、杉並区や保護者、子ども関係施設、区民、  
事業者の責務等を明らかにし、子どもの権利の保  
障に関する施策の基本となる事項を定めているよ。  
どんな内容なのか、次のページを見てみよう。



## 基本理念と子どもにとって大切な権利

条例の基本理念は、世界のすべての子どもが持つ権利を規定した「子どもの権利条約」の一般原則の趣旨をより分かりやすく、子どもの権利に関する基本的な考え方（基本理念）として定め、6つの権利を子どもにとって大切な権利として示しました。



これら6つの権利は、子どもの権利条約に規定されている権利をあえて限定したり、新たな権利として示したりするものではありません。

## 子どもを取り巻く大人の役割

### 杉並区

子どもの意見を聴き、子どもに関する様々な取組を考え、保護者等と協力しながら行います。

#### 杉並区取組

- ◆対象年齢に合わせた普及啓発や研修の実施
- ◆子どもの意見を聴いて区の施策に反映
- ◆子どもの権利救済委員の設置（P73） など

子どもの権利について関心・理解を深めます。  
区が実施する子どもの権利を保障するための取組に協力します。

#### 子ども関係施設

子どもが安心安全に過ごしたり、子どもからの相談に対応したりできるようにします。

#### 区民

子どもが様々な社会活動に参加できるようにします。

#### 子ども



#### 保護者

子どもの意見を聴いて、子どもが安全・安心に暮らすことができるようにします。

#### 事業者

その会社で働く人が仕事と子育てを両立できるようにします。

子ども家庭部子ども政策担当課 ☎ 03-3312-2111（内線1398・1805）